

図書館の司書募集

【問い合わせ】人事課

☎ 22-9605 FAX 22-9616



【募集職種・人数】 司書 1人

【学歴・資格等】 図書館法に基づく司書資格および博物館法に基づく学芸員資格を有する人で、平成31年3月末日時点で司書として5年以上の実務経験を有する人

※学芸員資格は平成31年3月末日取得見込も可

【年齢】 昭和43年4月2日以降に生まれた人

【試験日】 10月28日(日)

【試験会場】 ハイトピア伊賀

【試験内容】 基礎能力検査・専門試験・適性検査

【応募期間】 9月3日(月)～10月1日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

※申し込む際は、必ず募集要項をご確認ください。募集要項は、人事課・各支所振興課にあるほか、市ホームページに掲載しています。

【応募先・問い合わせ】

〒518-0869 伊賀市上野中町 2976 番地の1
上野ふれあいプラザ 2階

伊賀市総務部人事課

本紙 18 ページの
「洪水・土砂災害」について
わかりやすく解説します。



こども広場
「災害に備えよう」

9月1日は「防災の日」です。
災害に備えて注意することや、
被害を小さくするにはどうすれば
いいのか考えてみよう。

【台風が来る前に】

- ① ハザードマップを確認しよう
ハザードマップで、自分の家や学校の通学路で危険な場所がないか確認しておこう。
 - ② 避難する場所を確認しよう
家の人とどこに避難するか話し合っておこう。バラバラになった時の連絡先などを確認しておこう。
 - ③ 非常食を準備しよう
停電や避難に備えて、非常食は5日分を目安に準備しておこう。
- ※ハザードマップ
台風や大雨、地震の時に、土砂くずれや川のはん濫が予想される危険な場所、避難場所などが地図に書かれています。
- 【台風が近づいたら】
① 家の外に絶対出ない
台風が近づいたり、雨が強くなったりしてから、外を歩くのはとても危険です。窓や雨戸をしっかり閉めよう。

小・中学生のための「ヒント」です

② 情報を集めよう

テレビなどで気象情報や避難情報を確認しよう。ハザードマップで危険な場所に住んでいる人は、いつでも避難できるように準備をし、市役所から避難する指示が出た時はすぐに避難しよう。もし自分の近くに、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、避難するのに時間がかかったり、情報が伝わりにくい人がいたら、声をかけ合っ
て避難しよう。

【避難するとき】

川の近くや土砂くずれが起こりそうな危険な場所には絶対に近づかないようにしましょう。ガラスや石が足をケガをしないように、運動靴など脱げにくいものをはいて、両手が使えるように荷物はリュックなどに入れて、手袋やヘルメットを着用しよう。
災害が起こった時、落ち着いて行動できるように、普段からどうすればいいか考えておこう。

【問い合わせ】

総合危機管理課
☎ 22・9640
FAX 24・0444



伊賀警察署だより



防災対策

今年の6月に発生した大阪北部地震や7月に発生した西日本における豪雨災害は各地に甚大な被害をもたらしました。

伊賀市においても、地震や大雨による土砂災害、河川の氾濫などが発生するおそれがあります。

災害に備え、非常持ち出し袋を準備しておきましょう。非常持ち出し袋には5日分を目安として、

- 飲料水や非常用食品
- 救急医療薬品や常備薬
- 情報収集を図るための携帯ラジオ
- 現金や衣類

などを入れ、すぐに持ち出せるように置き場所を決めましょう。

災害は突然やってくるものであり、発生を防ぐことはできません。一人一人が高い防災意識を持ち、日頃から準備をしておきましょう。

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

関西本線で行こう!!

木津～亀山スタンプラリー開催

関西本線木津亀山間活性化同盟会では、歴史とロマンあふれる見どころいっぱい JR 関西本線、草津線（貴生川～柘植間）を巡るスタンプラリーを開催します。



応募用紙に木津～佐那具間で1つ、新堂～亀山間または貴生川～柘植間で1つ、合計2つの駅スタンプを押して応募すると、抽選で関西本線沿線の特産品が当たります。応募用紙は各駅に設置します。この機会に、関西本線や草津線に乗車し、沿線の魅力を再発見してみたいかがでしょうか。

【とき】 9月15日(出)～12月16日(日)

※応募締切は12月17日(月)消印有効

【問い合わせ】

交通政策課
☎ 22-9663
FAX 22-9852

7・8・9月
公共交通機関利用促進期間
～未来へ残そう 公共交通～

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

識字学級の思い —いがまち人権センター—

被差別部落には、差別による貧困などの理由によって義務教育でさえ受ける機会を得られなかった人たちがいます。「私は字が読めんで新聞はいらん。手紙もその場で封を切って、わたしに読んでくれ。」このような声があり、もう一度文字を習いなおしたいという思いの人が集まり、国際識字年の1990年に始まったのが「識字学級」です。

識字学級では、学級生と講師が一对一で学習に取り組んでいます。その取り組みを通して学級生から被差別体験や、差別をはねのけた経験を直接聞くことで、講師にとっても部落差別の現実を知ることができるなど、共に学ぶ場となっています。

ある学級生は識字学級に来るまで自分の名前も住所も書けませんでした。この学級で文字を学び、初めて年賀状を書いたときに、元日にわざわざあて先である仲間の学級生の家まで行って「はがき着いたか？」とたずね、自分の文字で書いた年賀

状が届いていたことに二人で涙ながらに喜びあったそうです。

識字学級はただ文字を学ぶだけの活動をする場所ではなく、差別を見抜き、差別に立ち向かうことで、当たり前前の生活や幸せを取り戻す場所でもあります。

今、識字学級に通っている学級生は20数年の学びを経て、普段の生活で文字の読み書きに困ることはありません。現在は字を学ぶ活動とともに、これまで積み上げてきた「識字学級の思い」を引き継ぎ、識字の灯を絶やさないために、学ぶことの大切さや反差別の思いを、人権学習に取り組む子どもたちに向けて、話をする活動を続けています。

私たちはこの取り組みから反差別の思いを学び、子どもたちが二度と差別によって不利益を受けることがないように、部落差別をなくすための活動を進めなければいけません。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ